

手形帳・小切手帳の新規発行受付の終了および関連規定の一部改訂について

改定前	改定後
<p>当座勘定規定（一般当座用）</p> <p>第8条（手形、小切手用紙）</p> <p>（1）～（4）変更なし</p> <p>（5）手形用紙、小切手用紙の請求があった場合には、必要と認められる枚数を実費で交付します。</p> <p>（6）当座勘定から支払をした手形または小切手の用紙はその支払日から3か月を経過した場合は返却を求めることができないものとします。</p> <p>（7）前項の期間を経過した場合において、本人から請求があったときは、当行所定の手続きによって当該手形または小切手の写しを交付します。ただし、当行が定める写しの保管期限を経過した場合は、その限りではありません。</p> <p>第13条（支払保証に代わる取扱い）</p> <p>小切手の支払保証はしません。ただし、その請求があるときは、当行は、自己宛小切手を交付し、その金額を当座勘定から引落します。</p> <p>当座勘定規定（ホーム・チェック用）</p> <p>第8条（手形、小切手用紙）</p> <p>（1）～（4）変更なし</p> <p>（5）手形用紙、小切手用紙の請求があった場合には、必要と認められる枚数を実費で交付します。</p> <p>（6）当座勘定から支払をした手形または小切手の用紙はその支払日から3か月を経過した場合は返却を求めることができないものとします。</p> <p>（7）前項の期間を経過した場合において、本人から請求があったときは、当行所定の手続きによって当該手形または小切手の写しを交付します。ただし、当行が定める写しの保管期限を経過した場合は、その限りではありません。</p> <p>第13条（支払保証に代わる取扱い）</p> <p>小切手の支払保証はしません。ただし、その請求があるときは、当行は、自己宛小切手を交付し、その金額を当座勘定から引落します。</p> <p>当座預金規定（専用約束手形口用）</p> <p>第8条（手形用紙）</p> <p>（1）当店を支払場所とする専用約束手形を振出す場合には、当行が交付した用紙を使用してください。</p> <p>（2）前記以外の手形については、当行はその支払をいたしません。</p> <p>（3）手形用紙は、請求により必要と認められる枚数を交付します。</p> <p>（4）当座勘定から支払をした手形または小切手のうちに、本人が振出したものではないものや改ざんが疑われるものがあつた場合には、直ちに当行あてに連絡してください。</p> <p>（5）専用約束手形用紙以外の手形用紙および小切手用紙は交付いたしません。</p> <p>（6）当座勘定から支払をした手形または小切手の用紙はその支払日から3か月を経過した場合は返却を求めることができないものとします。</p> <p>（7）前項の期間を経過した場合において、本人から請求があったときは、当行所定の手続きによって当該手形または小切手の写しを交付します。ただし、当行が定める写しの保管期限を経過した場合は、その限りではありません。</p>	<p>当座勘定規定（一般当座用）</p> <p>第8条（手形、小切手用紙）</p> <p>（1）～（4）変更なし</p> <p>（5）手形用紙、小切手用紙の請求があった場合には、必要と認められる枚数を実費で交付します。</p> <p>（5）当座勘定から支払をした手形または小切手の用紙はその支払日から3か月を経過した場合は返却を求めることができないものとします。</p> <p>（6）前項の期間を経過した場合において、本人から請求があったときは、当行所定の手続きによって当該手形または小切手の写しを交付します。ただし、当行が定める写しの保管期限を経過した場合は、その限りではありません。</p> <p>第13条（支払保証に代わる取扱い）</p> <p>小切手の支払保証はしません。ただし、その請求があるときは、当行は、自己宛小切手を交付し、その金額を当座勘定から引落します。</p> <p>当座勘定規定（ホーム・チェック用）</p> <p>第8条（手形、小切手用紙）</p> <p>（1）～（4）変更なし</p> <p>（5）手形用紙、小切手用紙の請求があった場合には、必要と認められる枚数を実費で交付します。</p> <p>（5）当座勘定から支払をした手形または小切手の用紙はその支払日から3か月を経過した場合は返却を求めることができないものとします。</p> <p>（6）前項の期間を経過した場合において、本人から請求があったときは、当行所定の手続きによって当該手形または小切手の写しを交付します。ただし、当行が定める写しの保管期限を経過した場合は、その限りではありません。</p> <p>第13条（支払保証に代わる取扱い）</p> <p>小切手の支払保証はしません。ただし、その請求があるときは、当行は、自己宛小切手を交付し、その金額を当座勘定から引落します。</p> <p>当座預金規定（専用約束手形口用）</p> <p>第8条（手形用紙）</p> <p>（1）当店を支払場所とする専用約束手形を振出す場合には、当行が交付した用紙を使用してください。</p> <p>（2）前記以外の手形については、当行はその支払をいたしません。</p> <p>（3）手形用紙は、請求により必要と認められる枚数を交付します。</p> <p>（3）当座勘定から支払をした手形または小切手のうちに、本人が振出したものではないものや改ざんが疑われるものがあつた場合には、直ちに当行あてに連絡してください。</p> <p>（5）専用約束手形用紙以外の手形用紙および小切手用紙は交付いたしません。</p> <p>（4）当座勘定から支払をした手形または小切手の用紙はその支払日から3か月を経過した場合は返却を求めることができないものとします。</p> <p>（5）前項の期間を経過した場合において、本人から請求があったときは、当行所定の手続きによって当該手形または小切手の写しを交付します。ただし、当行が定める写しの保管期限を経過した場合は、その限りではありません。</p>

第9条（手数料）

前条の手形用紙の交付を受けるにあたっては、当行所定の手数料を支払ってください。

納税準備預金規定

5.（預金の払戻し）

- （1） この預金は、預金者（または同居の親族）の租税納付にあてる場合にかぎり払戻しができます。ただし、災害その他の事由で、当行がやむを得ないと認めたときは租税納付以外の目的でも払戻しができます。
- （2） この預金を払戻すときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章により、記名押印してこの通帳とともに当店に提出してください。
- （3） （2）の払戻しの手続に加え、当該預金の払戻しを受けることについて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等の手続を求めることがあります。この場合、当行が必要と認めるときは、この確認ができるまでは払戻しを行いません。
- （4） 租税納付のためにこの預金を払戻すときは、同時に納付書、納税告知書、その他租税納付に必要な書類を提出してください。この場合、当店は直ちに租税納付の手続をします。ただし、当店で取扱うことのできない租税については納付先宛の銀行振出小切手を渡しますので、それにより納付してください。
- （5） この預金口座から租税の自動支払いをするときは、あらかじめ当行所定の手続をしてください。なお、同日に数件の支払いをする場合にその総額が預金残高をこえるときは、そのいずれを支払うかは当行の任意とします。

~~第9条（手数料）~~

~~前条の手形用紙の交付を受けるにあたっては、当行所定の手数料を支払ってください。~~

納税準備預金規定

5.（預金の払戻し）

- （1） この預金は、預金者（または同居の親族）の租税納付にあてる場合にかぎり払戻しができます。ただし、災害その他の事由で、当行がやむを得ないと認めたときは租税納付以外の目的でも払戻しができます。
- （2） この預金を払戻すときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章により、記名押印してこの通帳とともに当店に提出してください。
- （3） （2）の払戻しの手続に加え、当該預金の払戻しを受けることについて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等の手続を求めることがあります。この場合、当行が必要と認めるときは、この確認ができるまでは払戻しを行いません。
- （4） 租税納付のためにこの預金を払戻すときは、同時に納付書、納税告知書、その他租税納付に必要な書類を提出してください。この場合、当店は直ちに租税納付の手続をします。~~ただし、当店で取扱うことのできない租税については納付先宛の銀行振出小切手を渡しますので、それにより納付してください。~~
- （5） この預金口座から租税の自動支払いをするときは、あらかじめ当行所定の手続をしてください。なお、同日に数件の支払いをする場合にその総額が預金残高をこえるときは、そのいずれを支払うかは当行の任意とします。